

令和6年度第1回協議会資料について、委員からの事前質問

資料	表題	質問内容 <委員名>	【担当課】 回答
P. 15	<4>-12 若者相談支援窓口 「わかば」	相談件数の伸びが著しく、ここに市民のニーズの一端が現れていると考えます。こうしたことに対しては予算の増額等、事業の充実を図るべきですし、そのための詳細なデータの分析や事業の方向性に関する検討が必要だと思いますので、分科会の開催を求めます。<内山委員>	【こども若者政策課】 「わかば」の相談件数の増加は、SNS 相談における相談の増加によるものとなります。増加の背景には若者が親しんでいる SNS を利用した相談窓口であること、相談受付が 18 時から 22 時と若者が利用しやすい時間帯にあることが挙げられます。また、相談実施日に連日利用し、相談窓口を居場所のように利用する若者がいることもその一端となっています。 SNS 相談の安定的な運営を図っていくためには、SNS 相談から得られる限られた情報ではありますが、可能な限り分析の充実を図り、事業の方向性の検証に反映させていく必要があることから、浜松市若者支援地域協議会等若者支援事業の会議体において報告をさせていただき、御意見等を得て事業に反映してまいりました。今後もこの種の取組を推進してまいります。
P. 5	<1>-4 養育支援訪問員の活用	養育支援ヘルパーは養育支援が特に必要な家庭を訪問するため、こどもの発達についての知識やこどもへの接し方、保護者との関わり方についての理解が必要になると思います。養育支援員同様に学ぶ機会を作っていく必要があるのではないかと思いますがいかがでしょうか？<大村委員>	【子育て支援課】 児童福祉法改正（R6. 4. 1 施行）に伴い、養育支援ヘルパーは家庭支援事業（子育て世帯訪問事業）と位置づけられました。子育て世帯訪問支援事業に従事する訪問支援員の基礎的研修が必須となり、R6 年度から養育支援訪問員研修会と合同で事例検討を含めた研修を計画しています。事例を通し、発達に課題を抱えているこどもや保護者への支援等を学ぶ機会になります。

P. 5	＜1＞-6 子育て支援ひろば の充実	発達支援 A の相談件数など数字で表せるものがあれば数字を教えてください。 外国人支援はひろばごとにどの言語の通訳が来ているかぴっぴのサイトに掲載されていますので、紹介しやすいです。発達支援 A を実施しているひろばにどんな職種の相談員がいてどんな相談が可能か保護者や支援者にわかりやすいように掲載してはどうでしょうか？ 今後の取組に「親子に関わる機関に子育て支援ひろばの周知をしていく」とありますがどのような機関にどのような計画でおこなっていくのか教えてください。早い時期に保育園等に入園する家庭が多いので園と子育て支援ひろばの連携が必要だと考えますが園へのひろばの周知の計画はありますか？＜大村委員＞	【子育て支援課】 発達支援 A の相談件数は集計していませんが、令和 5 年度の実施状況調査によれば、発達支援 A の実施の有無にかかわらず、すべての子育て支援ひろばで子どもの発達に関する相談を受けた実績があることを確認しております。 発達支援 A で配置している専門家の職種について、現在、一覧での掲載はしておらず、各ひろばのチラシや SNS 等で周知をしています。今後、保護者が相談しやすいよう市としての効果的な周知方法について検討してまいります。 子育て支援ひろばの周知については、親子健康手帳（母子健康手帳）交付、こんにちはマタニティ訪問、市立図書館でのブックスタートなどの機会に、対象者へ直接周知を行っているほか、民生・児童委員、主任児童委員にも毎年周知を行っております。令和 5 年度からは市内医療機関（小児科・産婦人科・歯科）にチラシを配布しております。また、ひろばで気になる子どもについては、必要に応じて保健師につないでいます。発達支援 B 卒業児については、就園にあたって切れ目のない支援を行っていくための支援情報の引継ぎ書として「育ちの記録」を作成し、子どもの様子やこれまでの支援について園へ伝える際に保護者に活用していただいています。園とひろばとの連携については、エリアごとに実施している地域支援においても実施しております。
------	-----------------------------------	---	---

P. 6	<2>-1 はますくノート (ファイル) の活用	はますくファイルの今後について質問します。国は母子健康情報の電子化を進めています。今後、はますくファイルのデジタル化、アプリ化を進めていく計画はありますか？<高橋委員>	【子育て支援課】 はますくノートの電子化については、親子健康手帳（母子健康手帳）の電子化の状況を注視しつつ、今後の課題として検討していきたいと考えています。
P. 8	<2>-10 施設卒業後の支援	実施状況に掲載されているケースには発達障害の記述がなく、課題では発達特性という文言が出ていますが、両者の記述がつながりません。対応されたケースは発達障害者なのかどうか記述してください。<内山委員>	【児童相談所】 実施状況に挙げたケースは、いずれもこれまでに発達障害関連の診断を受けているものであることを補足させていただきます。
P. 11	<3>-12 児童養護施設職員 への研修	ペアレント・トレーニングは基礎心理学（心理学概論・学習心理学・発達心理学）の素養がなければ十分に理解し現場に適用することはできません。経験の浅い施設職員がすなわち公認心理師を指すのでなければ、基礎心理学を学ばせるかもしくはペアレント・プログラムのようなより基礎的な研修を受けさせるほうがよいでしょう。経験の浅い施設職員の属性を教えてください。<内山委員>	【児童相談所】 当該研修は、発達障害を抱える児童を養育している一般の保護者向けのペアレント・トレーニング（以下「ペアトレ」という）のテキストをもとに実施しています。ご指摘にあるように、ペアトレを十分に理解、実践するためには、心理学諸理論を学んでいることが望まれ、とりわけ学習理論や行動理論に関する理解は重要と思われます。そのため、研修の導入段階では、テキストとは別の補足資料を用いて、ペアトレのベースとなっている考え方について講義を実施し理解促進の一助としています。 過去3年間における受講者の内訳は、大学等で保育や児童発達、また社会福祉に関する教育を受け、保育士、幼稚園教諭、社会福祉士、児童指導員の資格を取得している方たちになります。児童の発達や対人援助に関する基本的な知識は身に付けていると思われそうですが、心理学に関する素養という点では、専門性の違いもあり十分ではないと言えます。また、受講者ごとの理解度や習

			熟のばらつきもあるかと思われ、ご指摘をいただいた点も踏まえつつ、研修内容の最適化を図っていきたいと思います。
P. 12 P. 13	<4>-1 児童発達支援 <4>-9 放課後等デイサービス	項目すべてが事務的な内容です。基準を満たしているかどうかというのはこの項目に記述すべき内容の一部です。 本協議会ではこうした施設基準の遵守に偏った行政のあり方が、果たして利用者や施設にとって有効なのかどうかを検討する場です。場に相応しい情報の提供を求めます。 ちなみに、令和5年度第2回協議会で僕は以下のような意見を述べ提案を行いました。 「放課後デイサービス事業に関する記述がここにしかないことや、記述内容に疑問を呈し改善を要求します。ここでは放課後等デイサービス事業者に給付金を支給するという内容しかありません。放課後等デイサービスは現場の課題が山積している状況であり、これは事業所の不正請求だけではなく、事業所内で行われている虐待等の不適切対応も含まれます。障害保健福祉課が給付金を出す仕事だけとお考えでしたら、これは事業者の問題を事実上スルーすると宣言しているに等しく、ここに市民の税金が投入されることに納得できません。放課後等デイサービスの問題や課題の整理や市民サービスの質の向上を検討するために委員による検討部会の開催を求め	【障害保健福祉課】 障害保健福祉課では、児童福祉法に基づき障がい児が放課後等デイサービスを始めとする指定通所支援を受けたときに対する障害児通所給付費の支給のほか、指定障害児通所支援事業者の指定や運営指導、ご意見にあるような不正請求や虐待等の不適切対応を行っている事業者に国が定める監査指針に基づいた監査等を行い、サービスの質の確保や適正化に努めております。 また、発達障がいを含む障がいのある児者への支援体制を図るため、「浜松市障がい者自立支援協議会」を設置しており、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障がい者等の支援体制の整備につなげていく取組について検討を行っています。本協議会には、専門部会を設置しており、障がい児に対する支援については、この専門部会が課題の整理、課題解決のための調査研究の場となっております。 加えて、児童福祉法の改正により、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的な役割を担う機関であることが法的にも明確にされたことから、児童発達支援センターとの連携体制の強化に努めてまいります。

		ます（以上の青字は原文ママ）」このことを抜きにして次の議論は成り立ちませんので、まずはこの質問に答えていただけないでしょうか。＜内山委員＞	
P. 13	＜4＞-9 放課後等デイサービス	課題にある指定基準等を遵守した適正な事業所の運営について、令和5年度実績にある利用者数2,180人に対して利用定員1,293名とあり、ニーズはあるが法令遵守により利用できない人が多いことか？利用者数（ニーズ）に対する利用定員について、何が課題か説明をお願いします。＜小出委員＞	【障害保健福祉課】 令和5年度実績にある利用者数は、令和6年3月における放課後等デイサービスの実利用人数であり、利用定員は事業所ごとの一日あたりの定員の合計となっております。利用者のひと月あたりの利用日数はそれぞれであり、この数値をもってニーズはあるが利用できない人が多いことを示すものではありません。
P. 15	＜4＞-13 診療の場の確保	待機者が多い（初診までの待機期間が長い）に対して、「各診療所の診療計画と同程度の診療が見込まれる」では、ここ何年もの間子どもの発達診療はパンクしています、市民もスタッフも疲弊し続けます、ということを言っているに等しいです。友愛のさと診療所において診察室を増設することで初診の待機者はゼロになるということですか？このことによって、浜松市民のQOLがどの程度向上すると見込んでいるのか教えてください。＜内山委員＞	【障害保健福祉課】 これまで、医師の増員や診察室等の増設等により、診療計画数（人）及び実績数（人）ともに増加しています。 令和6年度においても、子どものこころの診療所で医師の増員及び友愛のさと診療所で診察室を増設することで、初診待機期間の緩和を目指します。 また、診療機能だけでなく、心理部門において親へのペアレントトレーニングや日々の生活に役立つ心理教育を実施し、診療を待つ間の不安解消にも努めます。
P. 16	＜5＞-1 就労定着支援の充実 ＜5＞-2 障害者雇用に関する企業への支援	障害者雇用と障害福祉サービスの連携 ①就労アセスメント（就労移行支援）の手法を活用して「就労選択支援」支援を行い、ハローワークはアセスメント結果を踏まえて職業指導を実施するとありますが、発達障害者の就労支援についての周知は行われていますか？	【障害保健福祉課】 福祉事業所フェアを毎年開催し、障害福祉サービス事業所から話を直接聞く機会を設けております。特に、特別支援学校の高等部の生徒にとっては、進路選択の判断材料や情報収集の場として活用がなされております。 また、浜松市障がい者自立支援協議会 就労部会は、計画相談

		②今後、雇用と障害福祉サービスの連携項目が増えていくが、本市における連携は深められるか？＜小出委員＞	（浜松市相談支援専門員連絡会）、委託相談（浜松市障がい者相談支援事業連絡会）、特別支援学校（西遠地区就業促進協議会）、静岡県作業所連合会・わ浜松地区会（就労系障害福祉サービス事業所）、当事者部会に加えて、ハローワーク浜松と障害者就業・生活支援センターが委員となっており、浜松市における障がいのある人の就労に関する課題解決に向けた取り組みを行っております。 勉強会・研修会に関しては企業と、障害福祉サービス事業所にも周知し、企業雇用の理解を深め連携を構築できるよう工夫して参ります。
P. 16	<5>-4 就労イメージをもったキャリア教育	この実績にある特別支援学校の生徒は発達障害者ですか？＜内山委員＞	【障害保健福祉課】 本事業は、特別支援学校教員及び特別支援学校からの就職者に対する支援であり、支援対象となる機関に特別支援学校がありません。生徒の中には発達障がいのある人も含まれます。
P. 17	<6>-3 発達障害の情報提供・周知	なぜ福祉就労だけでなく企業就労も含めた内容を検討するのか？の理由が課題欄に記述されるべきではないでしょうか。ニーズの変化があったのでしょうか。＜内山委員＞	【障害保健福祉課】 ニーズに変化はありません。 「福祉事業所フェア」には、生活介護事業所及び就労系障害福祉サービス事業所が出展し、様々な事業所の活動内容を知る機会であり、卒業後の進路選択に関する情報収集の場として活用していただいております。進路選択には「福祉就労」だけでなく、「企業就労」も想定されることから、従来から、福祉事業所フェアのミニ講座の中で、企業就労も含めた就労支援機関の紹介や就労支援機関による相談コーナーを設けて対応を図ってきました。 さらに、今年度は静岡県特例子会社連絡会会員企業の協力を得て、相談コーナーにて企業で働くために必要なことに関する相談

			ブースを設けたところ、来場者から多くの相談がありました。今後も福祉就労と企業就労の両方を取り上げていきたいと考えております。
P. 6	<2>-3	子育て支援ひろばでは1歳半検診の前にはまずくノートを書かなくてはと書き始める（アプリから転記など）保護者も見受けられます。 時折、「頑張って書いたが見てもらえなかった」と言う声を聞くので、保護者にひとこと声をかけてもらえると継続して記入しようという動機づけの一つになるのではと思いますがいかがでしょうか？ <大村委員>	【健康増進課】 現在、1歳6か月健康診査の際、保護者とはまずくノートの記載内容の確認・共有をするとともに、記載へのねぎらい等の声掛けを行っています。今後も、各こどもセンターにおいて継続して実施するよう、今一度、周知・徹底してまいります。
P. 11	<3>-10 放課後児童会支援員等研修	研修の効果を分析して次回協議会で分析結果を示してください。<内山委員>	【教育総務課】 発達障害に関する基礎知識の底上げを行うため、コロナ禍の令和2年度から令和4年度まではDVD研修を実施しました。令和5年度に対面方式での研修を複数会場に分けて開催した結果、受講後アンケートは89.7%が「満足」と回答し比較的満足度の高い研修となりました。今回の研修の満足度を現場への知識定着度に繋げていけるよう、継続した実地研修の実施が必要であると考えています。
P. 13	<4>-6 放課後児童会 発達障害児の受入	実施状況には委員の検討のために具体的な数値を記述してください。<内山委員>	【教育総務課】 令和5年度実績は以下のとおりです。 ・支援員加配 136 児童会（令和5年度実績） ・巡回支援事業 10 児童会・各児童会 1～2 回（令和5年度実績）

P. 7	<2>-5 個別の教育支援計画・指導計画の活用	教育現場では個別の教育支援計画・指導計画の活用は、これらを作成することが目的になっているということでしょうか。課題としての記述になっておりませんので、現状の課題を教えてください。 また、「ケース会議の際には、必ず支援・指導計画を中心に支援方法や支援体制について検討するよう指導する」というのは、誰が誰に対して指導を行うのでしょうか。＜内山委員＞	【教育支援課】 個別の教育支援計画や指導計画の具体的な支援方法が、個々のニーズに対応し、実効性のあるものになるよう質を高めていく必要があります。 活用については、巡回相談や専門家チーム会議において、教育委員会が各学校に対して個別の教育支援計画・指導計画を使用するよう指導を行います。
P. 7	<2>-6 就学教育相談の充実	大変な数のお子さんの相談をうけておられることを理解いたしました。マンパワー、時間とともに技術を要する業務と想像いたしますが、18 ページ項目 17 をみると 3 回の開催で相談全数を完了していると読み取れます。そこで、教えてください。実際に、いつどこで、どのように教育相談をうけるのか、どのくらいの技術をもった教員が、何名くらい、お子さんにどのくらいの時間をかけて相談を進めているのか？その現場の大変さを知らないだけに、教育委員会のみなさんだけにこの大変さをあずけていいものなのか、先に挙げた 5 歳児健診の情報を活用するなどの効率のよい運用はできないのか、などの疑問が湧いております。ご教示ください。＜土屋委員＞ 【質問】前回の協議会で、就学先ガイダンス 1 家族 1 名の申込み制限を、両親で就学を考える上でも 2	【教育支援課】 「3 回の開催」は浜松市就学支援委員会の開催回数で、令和 5 年度は、609 人の新学齢児の就学先の判断をしました。 就学教育相談(就学先相談)は、5 月から 8 月にかけてお子さんが在園する園や教育委員会内の相談室、公立小学校や特別支援学校で行っています。実施方法は、在籍園を訪問し、集団活動の様子を観察や担任からの聞き取りを行います。その後、お子さんには簡易検査や言葉での質問、体の動きなどについての検査を行い、保護者から生育歴やお子さんの様子を聞き取ります。概ね 1 時間から 1 時間半です。 調査員は約 160 人で、特別支援学校の教員や発達支援学級担任、通級指導教室担当教員、発達支援教育コーディネーターなど経験もさまざまです。事前に全調査員を対象に研修を行います。が、経験等を考慮し、2 人一組で相談を行います。

		名以上の申込みの検討依頼をしました。その後、今年度は申込者多数でキャンセル待ちになったと聞きましたが、来年度以降の対策はどのように考えていますか。 【意見】また、今年度参加した保護者からも、両親でしっかりと就学を考えるためにも、一緒に参加したかった、教育委員会のHPに常時就学ガイダンスが見る事が出来る環境があればとの声もありました。是非検討をお願い致します。＜浅井委員＞ 就学先相談についてのガイダンスが毎年行われ、多くの保護者の参加があり、就学相談について正しい情報を必要としている方々が数多くいると思います。令和6年度は5会場で開催されたとありますが、参加者数はどれくらいですか？参加したいのに都合で参加できない方もいるかと思います。そのような方のために動画配信（オンデマンド）という形で情報提供する計画はありますか？＜高橋委員＞	＜浅井委員、高橋委員＞ ・令和6年度は、5会場で約300人の参加がありました。より多くのご家庭に参加していただくことを優先し、各家庭1名の参加とさせていただきます。 より多くの参加希望に応える方法を検討していますが、会場の確保や開催回数などの課題があります。以前は、オンライン開催もしましたが、個別の相談にも対応するため、できるだけ対面での実施を考えています。 引き続き、開催方法やオンデマンド方式での情報提供についても検討していきたいと思います。
P.7	＜2＞-7 移行期の連携	幼稚園・保育園・こども園から小学校への幼児の情報の引継ぎが行われています。小学校の先生が園に出向いて、支援の必要な幼児の様子を見て、園の先生から情報を聞いたり、園の先生が小学校に行き小学校の先生に引継ぎしたり、とても丁寧に引継ぎをしている学校、園もあります。しかし、支援の必要な幼児の引継ぎが十分に行われていない学校、園も	【教育支援課】【幼保支援課】【幼保運営課】 幼稚園・保育園等様々な就学前施設がありますが、設置主体や施設類型に関係なく、就学前施設から小学校へ幼児の育ちの情報や支援方法が引き継がれることが重要であると考えています。 統一書式の作成や引き継ぎシステムの構築等につきましては、現状把握や関係課間の調整及び作成に時間を要するため、早急に実現を目指すことは困難ですが、切れ目ない支援の重要性に鑑

		あると聞いています。 児童発達支援事業者から小学校へ引き継ぐためのツールである「サポートかけはしシート」のように、統一した書式の引継ぎ用シートと引継ぎのシステムを作ることはできないでしょうか。＜高橋委員＞	み、必要な情報が確実に引き継がれるような書式や体制づくりについて検討していくよう、関係課で連携を図ってまいります。
P. 7	＜2＞-8 小1 プロブレム	読みの困難さを改善できる多層指導モデル MIM に対する期待の声を聞くことがあります。デジタル版の導入を継続していく、とありますが、さらに市内の全小学校に広めていく計画はありますか？ また、効果検証を進めるとありますが、どのような結果だったのでしょうか？教えてください。 ＜高橋委員＞	【教育支援課】 多層モデル MIM は、読みの困難さがある児童の予防的支援のためのパッケージで、早期発見、早期支援に効果的だと考えています。実効性を検証するため、令和5年度から令和7年度までの3年計画で導入校と未導入校との学習の定着状況について比較検証を行っています。検証結果を踏まえ、導入について検討していきます。
P. 10	＜3＞-8 スクールカウンセラー研修	浜松市のスクールカウンセラーのうち、公認心理師や臨床心理士などの有資格者はどのくらいですか？最新の数字を伺いたいです。＜土屋委員＞	【教育支援課】 スクールカウンセラー65人中63人が有資格者です。
P. 18	22 児童言語通級教室	21（小学生・LD等通級指導教室在籍児童生徒数）に挙げられた通級の生徒数と比べても大きな数字です。この教室にはどのような子どもたちが通っているのでしょうか？LD等通級とどのように切り分けて運用をしているのでしょうか？今後統合されていくのか、あるいはより専門性をたかめていくのか、お考えを教えてください。＜土屋委員＞	【教育支援課】 言語通級指導教室には、通常の学級に在籍し、発音、吃音、言葉の発達の遅れなど、言葉の発達に関する課題がある児童が、週1回程度通級し、改善のための指導を受けています。 LD等通級指導教室では、ADHDやASD、LDなど発達障害による学習や生活の困難さの改善が指導の目的となります。必ずしも、障害の状況を切り分けて考えることはできないため、研修は合同で行うこともあります。基本的にはより専門性を高めた指導を行えるようにしていきたいと考えています。

P. 14	<4>-10 通信制高校・サポート校の現状把握	発達支援学級の生徒の進学先は通信制高校との考えの中で、協議会の資料も作成されてきているが、実際は通信制高校以外の全日制高校への進学を希望する保護者も少なくない。今回保護者が質問する形で7/7 静岡新聞の記事に記載があるように、内申点のつけ方が複雑で混乱を生じている。(静岡新聞添付します) 進路指導Q & Aを作成して進路指導を充実しているとの事だが、実際に内申点について「誰に」「どのような」指導をしているのか改めて確認したい。また、今後の対応に関する見通しを示してください。 <浅井委員> 保護者生徒に対して進路先や就労状況について情報提供とあるが、通信制高校・サポート校において学ぶ内容について保護者、生徒への説明はどのようにされているか？ 通信制を含めて高校は卒業の単位を取得するために教科学習を行うことが主となり、大人になるための生活自立、社会自立に向けての訓練は教科学習においてはされないことなど、また、18歳で必要となる社会自立性を身に着ける必要があることをなど保護者への説明はされているのか？ 数年前国の障害者雇用分科会（厚労省労働政策審議会）において、最近の傾向としてハローワークの窓口に来られる人で職業準備性が整っていない人が多	【教育センター】 公立の高等学校を出願する際の調査書の様式及び記載内容については、中学3年生の全員に、静岡県教育委員会が作成する「公立高校をめざすあなたへⅠ」を配布しています。このリーフレットの中で、評定は、「第3学年2学期末までの学習状況について、5段階の目標に準拠した評価で記入」することが示されており、中学3年生の全員に説明されています。 その中で、発達支援学級の生徒については、一人一人の生徒の実態に即した指導計画の目標に準拠した評定となっているため、通常学級の生徒と異なる規準による評定となることがあります。ただし、発達支援学級においても評定は5段階で評価されており、どの生徒も受験の機会は得られることは、就学相談や三者面談の進路相談の中で説明しています。今後についても、児童生徒や保護者へは丁寧な説明をしていく見通しです。 保護者生徒に対して進路先や就労状況については、「発達支援教育進路の手引き」を毎年、小学校1年、6年、中学校全学年の発達支援学級在籍児童生徒に配布し、必要があればそれぞれの各種高等学校の特色を三者面談等で説明しています。それぞれの高等学校での学習内容等については、学校ごとに特色があるため、生徒や保護者が高等学校主催の学校説明会や個別相談に参加して、その特色を把握しています。
-------	--	--	---

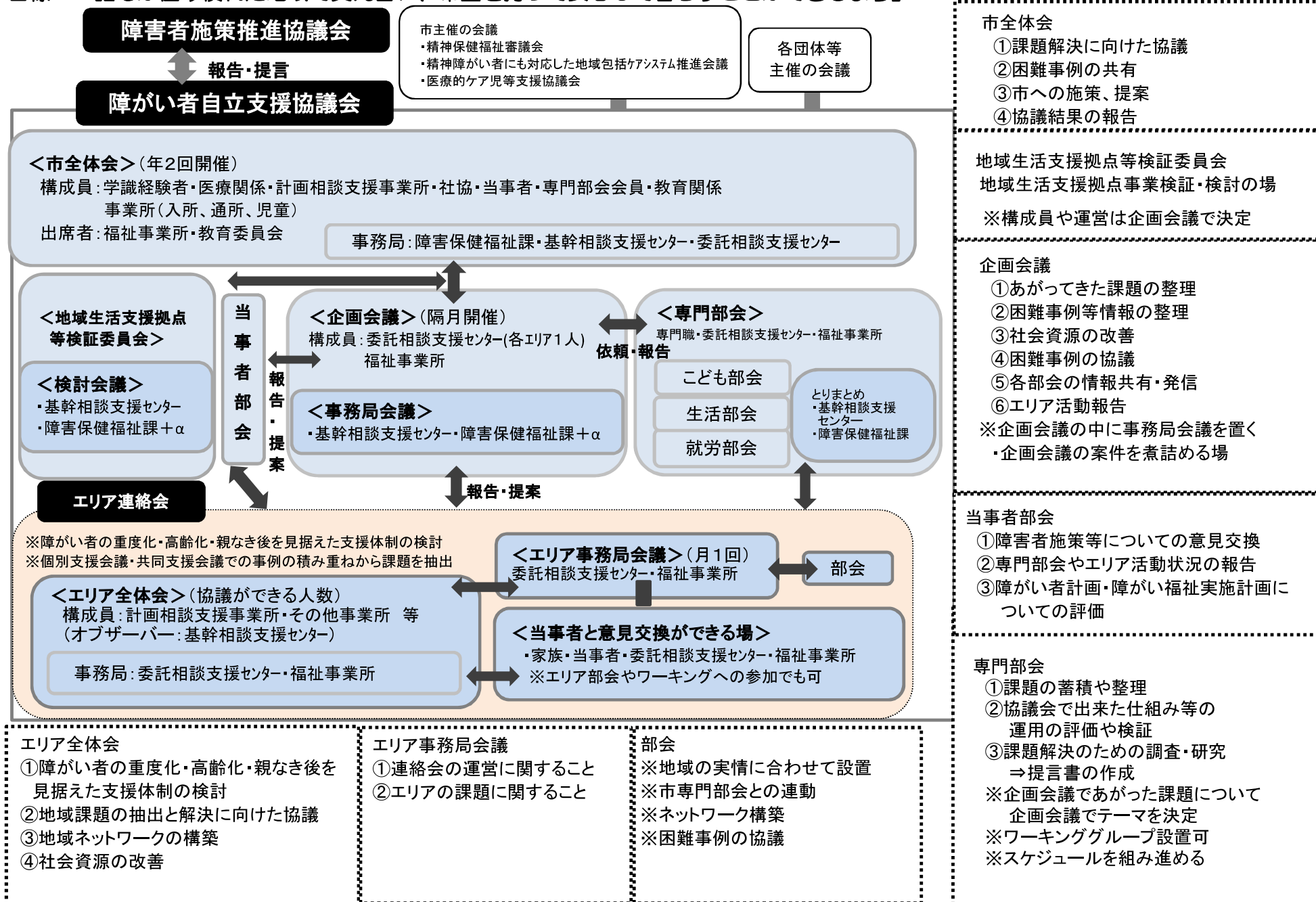
		くなった。との議論がされたことがあります。＜小出委員＞	
P. 20	ルピロ実績	相談の増加と機関コンサルテーションの増減を比較すると、実績低下ということになりますが、原因をどのように分析しているかお答えください。件数ではなく内容が充実しているのでしたら、それを委員に理解できる形で表現してください。 また、外国人の通訳支援が半減しています。近頃はルピロが外国人の相談を断っているという話も聞きますが、何か方針の変更があったのか教えてください。ちなみに、元々ルピロが行っていた外国人支援の目的は、外国人や外国ルーツの子どもの①アドボケーションの向上、②心の健康教育の拡大、③治安悪化の予防です。ルピロの母体である NPO は子どもや社会的弱者のアドボケーションに力を入れていることと存じておりますので、この実績には憂慮しています。＜内山委員＞	【ルピロ】 (1) 令和4年度と令和5年度の実績を比較すると、相談支援の実績が347件増えていて、機関コンサルテーションの実績が564件減っています。これは、厚生労働省への実績報告の見直しに伴い、機関コンサルテーションのカウントの仕方が変わったためです。数字として実績低下と見えるかと思いますが、実際の業務内容としては変化はありません。 令和4年度までは、学校や園等に訪問した回数と情報共有のための電話連絡等も機関コンサルテーションの回数に含めていましたが、令和5年度は実際に訪問した回数と機関コンサルテーションに関わる連絡等にしたため、件数が減ったと考えられます。情報共有のための電話連絡等は相談支援の件数に含めるようになったので、その分相談支援の件数が増えたと考えています。 (2) 外国人の相談の通訳支援については従来通りです。対応を変更しているということはありません。ポルトガル語圏の相談は、非常勤の通訳を介した相談を行っています。他の外国語相談はHICEの通訳をお願いするなどの方法で対応するようにしています。ただ、外国人の相談の通訳支援の実績につきましては、令和元年度以降5年間で年度ごとに波があります。現在、ポルトガル語での情報発信の方法を見直しており、ポルトガル語を含めてできるだけ多くの外国の方々に情報は届くように検討していきたいと考えています。

	その他	協議会にて、毎回委員が質問・意見を提出し内容の検討を依頼し、協議会の最後は各課に持ち帰り検討致しますということで締められるが、実際、次の協議会で、検討した結果や進捗状況について報告されたことが、ほぼありません。 本協議会において示された方向性や委員の意見に対する、行政上の反映の状況および進捗状況等については、今後報告をお願いしたい。＜浅井委員＞	協議会でいただいたご意見につきましては、次の会の資料や報告で進捗状況を報告させていただくようにしておりますが、課題解決に時間がかかるものについてはご報告までに時間がかかることがあります。今後もわかりやすいご説明ができるよう努めてまいります。
--	-----	---	---

浜松市障がい者自立支援協議会

目標：「誰もが住み慣れた地域で支え合い、希望を持って安心して暮らすことができるまち」

資料 1

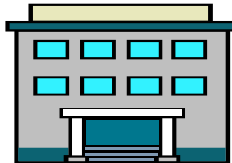


発達障害者支援センターの地域支援機能の強化（平成26年～）

発達障害については、支援のためのノウハウが十分普及していないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっている。このため、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制の整備を推進。

発達障害者支援センター

- 相談支援（来所、訪問、電話等による相談）
- 発達支援（個別支援計画の作成・実施等）
- 就労支援（発達障害児（者）への就労相談）
- その他研修、普及啓発、機関支援



【課題】

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。

都道府県等 発達障害者支援体制整備（地域生活支援事業）

- 発達障害者支援地域協議会
- 市町村・関係機関及び関係施設への研修
- アセスメントツールの導入促進
- ペアレントメンター（コーディネータ）

地域支援機能の強化へ



地域を支援するマネジメントチーム

発達障害者地域支援マネージャーが中心

- ・原則として、センターの事業として実施
- ・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

市町村

体制整備支援

全年代を対象とした支援体制の構築
（求められる市町村の取組）

- ①アセスメントツールの導入
- ②個別支援ファイルの活用・普及



事業所等

困難ケース支援

困難事例の対応能力の向上
（求められる事業所等の取組）

対応困難ケースを含めた
支援を的確に実施



医療機関

医療機関との連携

身近な地域で発達障害に関する適切な
医療の提供

- （求められる医療機関の取組）
- ①専門的な診断評価
 - ②行動障害等の入院治療



発達障害者支援体制整備事業

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援の提供を目的として、関係機関等によるネットワークの構築や、ペアレントメンター・ペアレントトレーニング等の導入による家族支援体制の整備、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進するための研修会等の開催を行っている。また、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図るため、全ての都道府県・指定都市に「発達障害者地域支援マネジャー」の2名以上の配置を行い、市町村・事業所・医療機関との連携や困難ケースへの対応を行っている。

令和6年度からは強度行動障害等の専門的な支援が必要な人材に対し高い専門性を有する「広域的支援人材」を一部の発達障害者支援センターに配置し、地域支援体制の強化を行うとともに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、強度行動障害を有する者に対する適切なアセスメントや有効な支援方法の整理を行う「集中的支援加算」を新設した。

都道府県・指定都市

相談、コンサルテーションの実施

- 発達障害者支援センター
 - ・発達障害者及びその家族からの相談に応じた適切な助言等の実施（直接支援）
 - ・関係機関との連携強化や各種研修の実施による地域での総合的な支援体制の整備の推進（間接支援）
- 発達障害者地域支援マネジャー
 - ・市町村・事業所・医療機関との連携及び困難事例への対応等による地域支援の機能強化を推進（主に発達障害者支援センターへ配置）

→体制の強化による困難事例等への対応促進

発達障害者支援地域協議会

- 自治体内の支援ニーズや支援体制の現状等把握。市町村又は障害福祉圏域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センター活動状況について検証
- センターの拡充やマネジャーの配置、その役割の見直し等を検討
- 家族支援やアセスメントツールの普及を計画
※年2～3回程度開催

研修会等の実施

- 家族支援のための人材育成（家族の対応力向上）
 - ・ペアレントトレーニング
 - ・ペアレントプログラム（当事者による助言）
 - ・ペアレントメンター 等
- 当事者の適応力向上のための人材育成
 - ・ソーシャルスキルトレーニング 等
- アセスメントツールの導入促進
 - ・M-CHAT、PARS-TR 等

派遣・サポート

連携

展開・普及

市町村

1. 住民にわかりやすい窓口の設置や連絡先の周知
2. 関係部署との連携体制の構築（例：個別支援ファイルの活用・普及）



3. 早期発見、早期支援等（ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ペアレントメンター、ソーシャルスキルトレーニング）の推進

- ・人材確保／人材養成
- ・専門的な機関との連携
- ・保健センター等でアセスメントツールを活用



令和6年8月7日（水）健康増進課
浜松市発達障害者地域支援協議会資料

5歳児健康診査事業について

1. 目的

- ・特別な配慮が必要な児を年中の時期に把握し、個々の状況に合わせた支援をすることで、就学前後の成長・発達を支援する。
- ・保護者がわが子の特性や課題などに気づきを持ち、こどもへの適切な関わりや配慮を理解し、対応することで就学後の集団生活への適応を図る。
- ・就学前後のフォローアップ体制として、保健・医療・福祉・医療の分野が連携・協議しながら、切れ目のない支援体制の構築を行う。

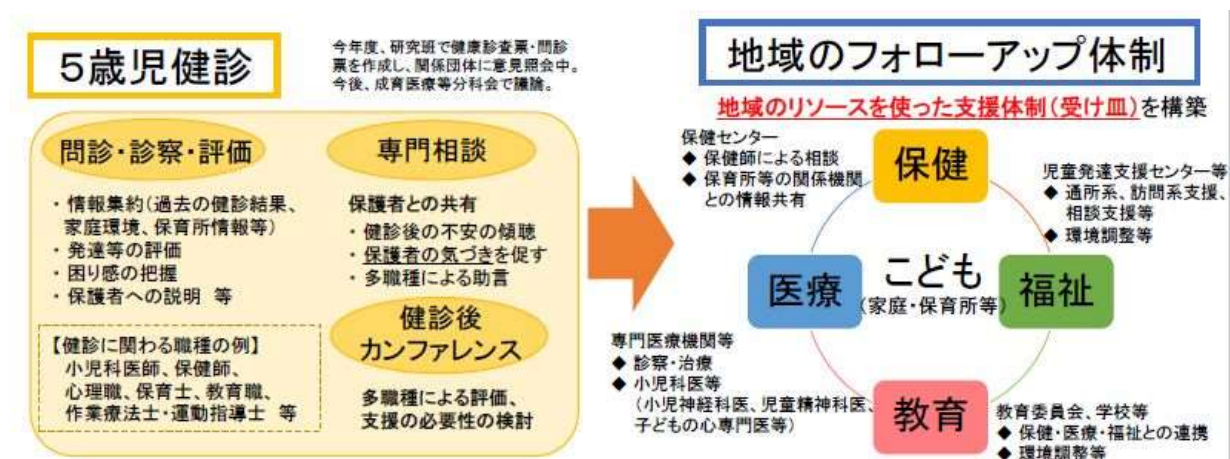
2. 背景

- ・発達障害児において、就学後に対人関係、行動、コミュニケーション、社会性に問題を有することが多く、不登校などの二次障害を示しやすいと指摘されている。
- ・就学時に特別な教育的配慮が必要な児に対して早期介入を実施することにより、発達課題について保護者の気づきや就学適応が向上することが期待される。
- ・学童期、思春期の健康増進に向けて、運動習慣及び睡眠時間の確保、適切なメディア利用及び食習慣の習得といった保健指導を就学前に行うことが重要である。
- ・妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産から就学前まで切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的に、国が令和5年度第1号補正予算において5歳児健康診査事業の実施に係る費用助成を示し、全国の自治体で実施を目指すとした。

3. 対象年齢

おおむね4歳6か月～5歳6か月（年中児）

4. 5歳児健康診査イメージ（国資料抜粋）



5. プロジェクトチーム設置の目的

- ・就学前後の切れ目のない支援体制を構築する。
- ・庁内関係各課や、庁外の保健、医療、教育、福祉の関係者が連携したフォローアップ体制を構築する。

6. 庁内外プロジェクトチーム会議について

- ・参加者：庁外9団体9名、庁内（事務局含む）9課21名
- ・第1回：令和6年7月22日（月）

協議事項：5歳児健康診査の実施体制等について

巡回型一次スクリーニングを利用した一般健康診査と健診後の事後フォローとして事後相談事業を一体的に実施するという方向性で合意となった。

- ・第2回：令和6年9月9日（月）に開催予定

5歳児健康診査の実施体制の詳細イメージや課題等について、協議を実施予定。

庁外（50音順）

1	一般社団法人 浜松市医師会
2	社会福祉法人 浜松市社会福祉事業団
3	社会福祉法人 ひかりの園
4	特定非営利活動法人浜松政令市医師会
5	浜松市障がい者基幹相談支援センター
6	はままつ児童発達支援ネットワーク連絡会
7	浜松市発達相談支援センター「ルピロ」
8	浜松市私立幼稚園協会
9	浜松民間保育園長会

庁内（部局順）

1	健康福祉部	障害保健福祉課
2	健康福祉部	中央健康づくりセンター
3	健康福祉部	浜名健康づくりセンター
4	健康福祉部	天竜健康づくりセンター
5	こども家庭部	子育て支援課
6	こども家庭部	幼保運営課
7	学校教育部	教育支援課
8	学校教育部	健康安全課
事務局	健康福祉部	健康増進課